# 放課後児童クラブ　～健やかでのびのびした子どもに～

*現行版*

## ★ 放課後児童クラブの役割

小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない、また、疾病・介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象としています。
その放課後の時間帯において、適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの主体的な遊び・生活を年間を通して継続的に支援し健全な育成を図ることを目的としています。

| | |
|---|---|
| ★ 開設日 | 月曜日～金曜日・第１土曜日　（年末年始、お盆、祝祭日はお休み） |
| ★ 開　設 | ※定員の都合により、入級をお受けできないこともあります。 |
| ・通常時間 | 月曜日～金曜日（授業終了後～午後５時）<br>第１土曜日（午前８時３０分～午後５時　*お弁当が必要） |
| ・冬季時間 | 授業終了後～午後４時３０分　（冬季時間：１１月中旬～１月下旬まで）<br>※冬季には、徒歩で下校する児童の安全対策として、４時３０分には「帰りの会」をすませ、暗くならないうちに帰宅させています。４時３０分～５時までの間に帰宅する児童の保育は、延長保育に該当しませんが、必ずお迎えをお願いします。 |
| ・夏・春休み | 午前８時３０分～午後５時　*お弁当が必要 |
| ・冬休み | 午前８時３０分～午後４時３０分　*お弁当が必要 |

※現在、8時開所試行中。
長期休業日のみの受入れは行っていません。

| | |
|---|---|
| ・延長保育 | 午後５時～午後６時<br>午後５時で帰宅しても家庭が留守の子どもたちを対象に、午後６時まで開設して延長保育を実施しています。<br>※午後６時までに必ずお迎えをお願いします。 |
| ・土曜日保育 | 祝祭日・年末年始・第１土曜日を除く土曜日（第２～４or５土曜日）<br>午前８時～午後６時　*お弁当が必要<br>保護者が土曜日も勤めている家庭の子ども達を対象に実施しています。対象は市内の放課後児童クラブに在級中の児童です。開設場所は「玉原」・「荘内」の２ヶ所のうち通いやすい方へ登録してください。学区外になる場合は送迎が原則です。<br>◆持ってくる物…お弁当、水筒・勉強道具（全児童）、着替え（必要な児童のみ）、上履き、など |

※ **午前6時の時点**で「玉野市」に暴風警報等が発令された場合は、クラブは**閉所**します。
**その後、警報等が解除されても、その日はクラブは閉所**です。
暴風警報等…「暴風警報」「大雨警報」「大雪警報」「特別警報」「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」

## ★ 放課後児童クラブ負担金一覧

1. 保護者負担金（保護者の総所得税額で決定）　*表1参照
2. おやつ代…１ヶ月1,000円
3. 育成会費（材料・消耗品費等）…１ヶ月500円
4. スポーツ安全保険…年間800円
5. 春休み保育（春期保育負担金）…500円　　*注）参照
6. 夏休み保育（夏期保育負担金）…1,500円
7. 冬休み保育（冬期保育負担金）…500円
8. 延長保育（午後５時～午後６時）…１ヶ月500円
9. 土曜日保育…１ヶ月負担金2,000円・おやつ代200円

*表1　保護者負担金表

| 階層 | 入所児童の属する世帯区分 | 月額負担金 | （*2人目以降は 1/2） | ひとり親申請の場合（＊A階層を除く） |
|---|---|---|---|---|
| A | 前年度分の市町村民税非課税世帯 | 2,700円 | （1,350円） | 2,700円＊ |
| B | 前年度分の市町村民税の所得割額が18万円以下 | 4,300円 | （2,150円） | 3,300円 |
| C | 前年度分の市町村民税の所得割額が18万円以上 | 6,500円 | （3,250円） | 5,500円 |

*注）① 各負担金等は日割対応をおこなっていません。
② 5.6.7.は、予め申込用紙の提出が必要です。（ｷｬﾝｾﾙ受付は保育開始前日までの連絡に限る。）
③ 8.9.の退級届受付日は月末です。月初めに利用していない等の理由で届出が未提出の場合は料金が発生します。

## ★子どもたちの生活

| 13:00 | 14:00 | 15:30 | 16:50 | 17:00 | 18:00 |
|---|---|---|---|---|---|
| 開所準備 | 帰クラブ　宿題・おやつ<br>自由活動（好きな遊びなど） | | 片付け<br>帰りの会 | 帰路へ<br>延長希望者 | |

※冬季時間は16:30帰路へ

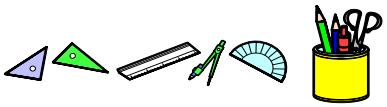

冬季には、徒歩で下校する児童の安全対策として、16:30には「帰りの会」をすませ暗くならないうちに帰宅します。16:30～17:00までの間に帰宅する児童の保育は延長保育に該当しませんが、必ずお迎えをお願いします。

## ★緊急時等の対応について

玉野市教育委員会発行「非常天災に伴う臨時休業の措置基準」に準じて運営しています。
常日頃から、緊急連絡先等の確認をして必ず連絡がつくようにしていただき、連携を図りながら児童の安全を守りたいと考えています。ご協力をお願いします。

① 小学校臨時休業時は、放課後児童クラブも**閉所**。
② 在校中に注意報発令（暴風警報等が出ていない場合）は、放課後児童クラブは13時から開所。
③ 在校中13時**以前**に暴風警報等発令した場合は、放課後児童クラブは**閉所**。
この場合は、学校から保護者に連絡があります。
④ 在校中13時**以降**に暴風警報等発令した場合は、授業中の児童は学校から保護者に連絡があります。
既に放課後児童クラブに通所している場合は、放課後児童クラブから連絡をします。
速やかに**お迎え**をお願いします。

## ★放課後児童クラブ利用等のお知らせ事項

① 欠席や遅れる、早退、帰所方法の変更等は必ず保護者が連絡をしてください。
② 放課後児童クラブ利用時間中、習い事など別の活動に参加する場合は帰所になります。
③ スポーツ安全保険は、放課後児童クラブ活動中およびクラブと自宅の往復途上が対象です。
※上記保険の詳細や対応については、所属クラブにお問い合わせください。

## 【放課後児童の概要他】

設　　置　／ 玉 野 市 （所管：教育委員会）
管理運営　／ 社会福祉法人　玉野市社会福祉協議会

【 沿　　革 】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 昭和４１年 | 二日比放課後児童クラブ開設（ひまわりクラブ） | 明神１－１ | ８１－１３８８ |
| 昭和４２年 | 宇野放課後児童クラブ開設（のびっこクラブ） | 宇野２－２３－１ | ３２－５０４４ |
| 昭和４３年 | 田井放課後児童クラブ開設（どろんこクラブ） | 田井３－４－１ | ３１－８１９３ |
| 昭和４５年 | 社会福祉協議会が運営委託 | | |
| 昭和５３年 | 玉原放課後児童クラブ開設（わんぱくクラブ） | 玉原２－２２－１ | ３１－８１９８ |
| 昭和５８年 | 荘内放課後児童クラブ開設（はとクラブ） | 木目５５５ | ７１－２９３８ |
| 昭和６２年 | 日比放課後児童クラブ開設（にこにこクラブ） | 御崎１－１－１ | ８１－００８６ |
| 平成 ６ 年 | 八浜放課後児童クラブ開設（たんぽぽクラブ） | 八浜８６９ | ５１－３２０３ |
| 平成１２年 | 築港放課後児童クラブ開設（ぺんぎんクラブ） | 築港３－１５－１ | ２１－３７７８ |
| 平成１３年 | 大崎放課後児童クラブ開設（はっするクラブ） | 東七区３－３ | ５１－３５７７ |
| 平成１３年 | 後閑放課後児童クラブ開設（ともだちクラブ） | 後閑１４８７－２ | ４１－２２３４ |
| 平成１４年 | 胸上放課後児童クラブ開設（いるかクラブ） | 梶岡６３９ | ４１－２３３８ |
| 平成１７年 | 玉放課後児童クラブ開設（つばさクラブ） | 玉６－２０－２２ | ３１－２０４８ |
| 平成１９年 | 山田放課後児童クラブ開設（ほしクラブ） | 山田４２２ | ４１－２４４５ |
| 平成２１年 | 田井②放課後児童クラブ開設（どろんこ②クラブ） | 田井３－４－１ | ３２－２９０１ |
| 平成２１年 | 荘内②放課後児童クラブ開設（はと②クラブ） | 木目５５５ | ７１－２９４０ |
| 平成２４年 | 鉾立放課後児童クラブ開設（なかよしクラブ） | 北方１２７４ | ６６－５３３６ |
| 平成２６年 | 荘内③放課後児童クラブ開設（はと③クラブ） | 木目５５５ | ７１－６３８５ |
| 令和 ３ 年 | 荘内④放課後児童クラブ開設（はと④クラブ） | 木目５５８－１ | ７１－１６６６ |

玉野市教育委員会 社会教育課社会教育係　TEL：３２－５５７７
社会福祉法人 玉野市社会福祉協議会　TEL：３２－１１０４